指定試験機関		指定をした日
名称	主たる事務所の所在地	
一般社団法人マンション管理業協会	東京都港区虎ノ門二丁目十三番三号	平成十三年八月十日

第六十七条中「第二十四条まで」の下に「（第十条第三項を除く。）」を加え、「法第五十八条第一項に規定する」及び「、同条第三項の表中「財団法人マンション管理センター（昭和六十年八月十六日に財団法人マンション管理センターという名称で設立された法人をいう。）」とあるのは「社団法人高層住宅管理業協会（昭和五十四年十二月十五日に社団法人高層住宅管理業協会という名称で設立された法人をいう。）」と、「東京都千代田区二ツ橋二丁目五番五号」とあるのは「東京都港区虎ノ門二丁目十三番三号」と」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の三第三号の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十三株主資本等変動計算書中「当期末残高」を「当期首残高」に改め、同表株主資本等変動計算書記載要領3中「もって」を「もつて」に、「あっては」を「あつては」に改め、同表株主資本等変動計算書中記載要領16を記載要領17とし、同表株主資本等変動計算書記載要領15を次のように改める。

16　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により表示すること。

⑴　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

⑵　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

別表第十三株主資本等変動計算書中記載要領14を記載要領15とし、記載要領7から記載要領13までを一ずつ繰り下げ、記載要領6の次に次のように加える。

7　当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬（びゅう）の訂正（以下単に「誤謬（びゅう）の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別表第十三注記表中注14を注18とし、注11から注13までを四ずつ繰り下げ、同表注記表注10中「属性」を「種類」に、「但し」を「ただし」に改め、同注を同表注記表注14とし、同表注記表中注６から注９までを四ずつ繰り下げ、同表注記表注５⑶中「行った」を「行つた」に改め、同注を同表注記表注９とし、同表注記表注４を注８とし、同表注記表注３⑵中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注⑷中「執行役、会計参与又は監査役」を「監査役及び執行役」に改め、同注を同表注記表注７とし、同表注記表注２の次に次のように加える。

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬（びゅう）の訂正

別表第十三注記表記載要領１を次のように改める。

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬（びゅう）の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要